

Title	足利義満の太上天皇尊号宣下
Sub Title	Study of the award "Daijotenno-songo" given to Ashikaga Yoshimitsu
Author	小川, 剛生(Ogawa, Takeo)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2011
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.101, No.1 (2011. 12) ,p.196- 217
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	川村晃生教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01010001-0196

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

足利義満の太上天皇尊号宣下

小川 剛生

一、はじめに

足利義満が薨去したのは応永十五年（一四〇八）五月六日のことであつた。ただちに後小松天皇の朝廷は太上天皇の尊号を贈つた。そのことは室町將軍の公的な履歴書というべき、武家昇晋年譜⁽¹⁾に、

同九日被奉贈太上天皇尊号、但自本家
固辭云々

とあることにより明瞭である。東寺執行日記や尊卑分脈もほほこれと同文の内容を伝えている。但し、東寺執行日記は「八日」とし、「昔ヨリ此例依無之、(斯波義將)勘解由小路禪門申留云々」とする。すなわち表面的には「本家」、つまり嫡子の義持、実際には幕閣の宿老斯波義將の意向で辞退したので（これは受諾する前提での儀礼的な辞退ではない）、この尊号宣下の事実は無かつたことにされた。当時の史料に義満を上皇と表記したものはなく、(2)「鹿苑院入道前太政大臣」が義満の正式な称号として定まつた（たとえば勅撰集の新統古今集にはこの称号で入集する）。

さて、この未遂に終わった尊号宣下に就いては、生前の義満は既に太上天皇（応永二年に出家していたので法皇というべきか）の待遇を受けていたゆえに、朝廷がその意向を忖度して贈ったと解されている。実際、生前の義満が法皇の如く振る舞い、周囲にこれを強要したことは、これまで史家が種々の徴証を挙げている通りである。

もちろん皇族でない者が太上天皇となった例は皆無であり、古来、さまざま憶測が重ねられている。その最も代表的かつ淵源にあるものが田中義成の説⁽³⁾で、義満は「皇位窺覩」、つまり後小松天皇を退位させて鍾愛する我が子義嗣を即位させる腹づもりであったとし、「彼が最終の目的は愛子義嗣を天子と為し、己れ自らは太上天皇たらんとするに在りし事疑うべからず」と述べてより、義満の最も基礎的な伝記を著した臼井信義氏⁽⁴⁾、佐藤進一氏⁽⁵⁾が少しく触れており、さらに近年では今谷明氏⁽⁶⁾が義満に「皇位篡奪計画」があったと断言して話題を呼んだ。「窺覩」「篡奪」といった刺激的な言葉は、しばしば客観的な考察を妨げるが、現在では「太上天皇の尊号宣下」をもって、義満の野望を云々することの謬りが明らかにされている。太上天皇の号はあくまで天皇が臣下に贈る身位であり、上皇は父であつても臣下である。したがって「義満の上皇」と「義嗣の即位」とは全く次元の違う問題であり、桜井英治氏の「そもそも皇統は天皇（の血）から発生するものであつて上皇（の号）から発生するものではない。このもつとも基本的な理解を忘れた点に「義満の皇位篡奪計画」説の誤りがあつたといえよう⁽⁷⁾」という言に尽きていよう。近年の研究は、義満が公武にわたつて確立した「室町殿」の権力をいかに評価するか、冷静な態度で議論を深化させている。「室町殿」は義詮以前の「武家」とは何が異なつていたのか、あるいはその権力は義持・義教・義政らの「室町殿」にどのように継承されたのか、といったテーマが主要な論点となつている⁽⁸⁾。したがって、義満個人の事蹟にもまだまだ明らかにすべきもの、再考すべきものが遺されている。

とすれば、ここで改めて、この全く前例のない、義満への太上天皇宣下がどのようにして準備されていたのか、また義満自身がこれをどのように考えていたのか、捉え直してみる必要がある。

まずはこの一件についての主たる史料である一条経嗣の日記、荒暦の記事を正確に読み解くことで、この古くて新しい問題を考える基礎を作ってみたい。

二、義満室裏松康子の国母問題

この尊号問題を考える上で、これまでも識者が注目してきたのが、義満の室裏松康子の准三后、そして女院号の宣下である。田中義成が「国母問題」としているもので、古来悪評高きエピソードであるが、もう一度経過を辿ってみたい。

応永十三年（一四〇六）十二月の末、後小松天皇の生母通陽門院三条厳子が重態に陥る。天皇の父後円融上皇は既に明德四年（一三九三）に崩御しており、このままでは在位中に二度の諒闇（天子が父母の喪に服すること、具体的には内裏に倚廬という居室を建造してそこに一定期間籠もる）となり、そのことはかつて一条・四条・後醍醐の代にあったが、義満はいずれも不快の例であると言い募り、諒闇を回避すべきと指示した。

こうした場合、別の近親の女性を立て、国母に准ずるという方便を用いることで諒闇を避けたのである。そこで義満は、関白一条経嗣らに諮って、一応准母の候補を物色するそぶりを示したが、内心では康子に定めていた。裏松重光ら近臣はその意向を付度し、あらかじめ康子を国母に准ずるように経嗣に要請したのである。なお、鎌倉時代初期より、立后・立内親王を經ていない女性を天皇の准母に立てた場合は、准三后を宣下するのが慣例であった。⁽⁹⁾

果たして経嗣は、義満に意見を徴されると、事前の取り決め通り康子を推したので、義満は大いに喜んだ、という。

以上は経嗣の日記荒曆に詳記されるところである。事前の打ち合わせ通り、「康子を准母にするのがよろしいでしょう」と述べたところ、義満は案の定上機嫌であったという。かくして通陽門院が崩御すると、康子に即日准三后宣下があり、さらに翌年三月には康子に女院号宣下があり、北山院と称した。「此次には彼自身天子の父即ち太上天皇となるは必然の結果なり。彼は天子の准母なる人の夫なれば、未だ太上天皇の尊号はなけれども、自らその積りにて居り」という通り、この一件は義満の「野望」実現のための、決定的な一階梯として位置づけられている。

二、荒曆の記事

さて、この「国母問題」は、専ら関白一条経嗣（一三五八―一四一八）の日記によって伝えられている。

経嗣は二条良基の实子、前後三度撰関に補された。兼良の父であり才学優長、その日記荒曆はこの時期最重要の史料である。⁽¹²⁾六十一一年の生涯の大半にわたって書き続けられたとおぼしいが、原本は伝わらず、全ての記事は後人の抄出にかかると考えられる。⁽¹³⁾このような抄出本とは、ある事件の経過が大筋で把握できるように配慮されており、読者は前後の記事を通覧することで、主たる話題をおのずと知ることができる筈である。この点に於いて、荒曆を主たる史料とする国母問題は、個別の記事についてのみ取り上げられており、連動して考察すべきいくつかの史実がこれまで言及されないうままであったように思う。

それでは義満の意向を裏松重光から内々に告げられた、十二月二十六日の記事を再掲したい。

^(東坊城)長頼来、只今自裏松亭所参也、就重事日野大納言有令申旨云々、仍招寄北面簀子方聞之、大納言申云、(中略)所詮

実儀者、以南御所(康康子)元号^{元号}寝殿、日可准国母之由、内議治定歟、就其、先急被申出尊号事、可有沙汰、然者南御所有准三

后宣下之条、可然之趣、可被申歟、何様尊号先可有沙汰之様、御意見可然也、此間事為得御意所馳申也云々、

傍線部、重光は康子を准母とする前に、「先づ急ぎ尊号の事を申し出でられ、沙汰あるべし」と述べた。後文でも重ねて「いかやう尊号先づ沙汰あるべきのやう、御意見しかるべきなり」とある。この「尊号」とは、もちろん、太上天皇の尊号を指している。⁽⁴⁾「尊号」の用法、また、この文脈に於いても、夫たる義満が上皇になって初めて、妻の康子を国母に准ずることができる、だから早く義満に尊号を宣下する準備をされたし、と重光が述べたと考えなければ、筋が通らない。(そもそも、准母の夫なので上皇となる、という論法は主客が顛倒している。)既に十余年前、南朝の後龜山院に太上天皇の尊号を贈る議が起こつた時も、経嗣は「菅宰相送状云、大覚寺殿尊号事有其沙汰」(後龜山院(東坊城秀長))と記していた。これも同じ趣旨である。

翌二十七日、経嗣は北山殿に参り、義満と問答を交わす。読みやすくするために適宜改行した。

仰云、誰人可然哉、

重申云、南御所准三后宣下、為御准母之条、有何事哉、然者先可有尊号御沙汰歟、皆是愚慮之所覃也者、

仰云、此段旁非無斟酌、雖然猶可廻思案云々、

時宜快然、存内事也、愚身偏以諂諛為先、於戲悲哉々々、今夜准后宣下也、

管見の限りでは、ここにも見える「尊号」について触れたものは無く、これを単に康子への「准三后」宣下のこととみなすようである。⁽⁵⁾しかし、「南御所の准三后宣下、御准母たるの条、何事かあらんや。しかれば先づ尊号の御沙汰あるべきか」とあるのは前日と全く同じであり、かつ「准三后宣下」と「尊号の御沙汰」とは全く別の案件であるから、や

はりまは義満への尊号宣下を行うべし、と述べているのである。つまりこの時点で、義満を太上天皇とすることは既に確定していたのである。義満が心底嬉しそふであつたというのは、まさにそのためではないか。

ところが実際には、この時点では康子を准三后としたのみで終わつた。何があつたのか、荒暦の記事をさらに読み進めていかなければならない。

四、准三后から女院へ——義満の謎かけ

明けて応永十四年正月四日、経嗣のもとに権中納言廣橋兼宣が訪ねて来た。兼宣も義満の近臣であり、この日の朝も北山殿に参候し、その足でやつて来たものである。荒暦の記事を引用する。これも読みやすくするため改行した。

(上略) 就其、旧冬晦日早旦参仕之時、被仰云、平相国(清徳)禪門室家八条二位者、不及准后 宣下歟、尤不審、平家二モ

只八条二位ト所語也、如何云々、

其事之由答申了、

此事情廻愚案、平相国夫婦共以蒙准三宮宣旨之条勿論也、然而只作惘然不申入其旨、且件日坊城前大納言(後任)参会之間、密談云、彼二品(平時子)為准后事、相構不可被申出者、彼卿得其意之由承諾了、凡平家例雖事異、若自然相当不快之様被思食咎も不可然歟、乍御存知如此被仰歟、又真实無御存知歟、不審相貽者也、所詮被違彼例条、可宜歟、然者准后被叙一位之条、如何、

予云、此宣下以後不可有其儀、先夜先被叙一品之条、可然事也、而物念之間、自他不思議過了、為之如何、

藤中納言(兼忠)云、於于今者、可有院号歟、

予云、北山殿尊号事先有沙汰者、次第儀叶理歟、雖何篇、違彼例条、可然云々、重事也、猶可廻思案之由相談了、委細不可記盡也、

この記事、なぜかこれまであまり言及されたことがないが、康子の准三后宣下と女院号宣下との間を連絡する、重要な内容を含んでいる。さらには義満その人の個性も浮き彫りにしている。異例なスタイルではあるが、やや表現を補つて、時系列の順に会話として再現してみよう。

(十二月二十九日、北山殿にて)

義満 平相国禅門(清盛)の室、八条二位(平時子)は准三后を宣下されなかつたのか、この点が疑問である。平家物語でもただ単に「八条二位」と語っている。どういうことであろうか。

兼宣 たしかに不審でございます。

(正月四日、一条殿にて)

兼宣 准三后宣下の直後、先月二十九日、義満は右のようにおっしゃられ、私も不審ですとだけ答えました。

しかし、これはよくよく思索してみますに、清盛夫妻がともに准三后の宣下を受けた事は隠れもない事実です。なのについてぼんやりしていて、そのことは申し上げませんでした。その当日、坊城俊任と出会いましたので、ひそかに相談しまして、「時子が准三后であったことは、決して義満の前で口に出してはなりませんぞ」と、口止めしました。俊任も「心得た」と承諾しました。だいたい清盛夫妻の例は状況が違ってはいますが、たまたま夫妻で准三后という点

が同じであるため、義満から不愉快に思われて咎められるのも得策ではありません。時子が准三后であることは御承知の上でおっしゃったのでしょうか。あるいはまた本当に御存知ないのでしょいか、疑問が残りますが、いまの状況を清盛夫妻と違えるのが先決で、それには康子を従一位にするのがよい、と思うのですが、いかがでしょうか。

経嗣 准三后宣下があつてからでは駄目だ。その前にまず従一位に叙すべきであつた。当日は慌ただしくて気づかず過ぎてしまった。さて困つた。

兼宣 こうなつては女院になさるべきでしょうか。

経嗣 義満にまず太上天皇の尊号を贈る手続きをしていたならば、康子の女院も道理に叶うのだが。ともかく平家の例と違えることが先決だ。事は重大なので、よくよく思案の上、決定しよう。

兼宣が年末に康子の准三后宣下を賀すと、義満はたいへん満足した風であつた。そこまでは良かったのであるが、同じ日に義満と交わした何気ない会話を思い出し、やがて恐怖に襲われ、経嗣のもとで鳩首協議に及んだ訳である。

義満は歴史に詳しいから、時子が准三后であつたことなど先刻承知していたであろう。なお、平家物語は当時は史書として扱われていたから根拠として引用されるのも頷ける。

経嗣たちが想像した通り、夫妻ともに准三后であることに對して、清盛と同様になるとは不吉でけしからぬとの意を匂わせたのである。するとやはり義満は康子の准三后宣下だけでは満足しておらず、自身の太上天皇の宣下を望んでいたものの、何らかの障壁があつて、果たせなかつたと見られるのである。康子の女院号宣下は当初予定されておらず、義満の怒りを宥めるために急遽発議されて実現した、と読み取ることができる。

撰関・大臣の正室に対しても准三后が宣下されることがあり、平時子のほかにも、藤原道長室倫子・藤原忠通室宗子・九条道家室倫子・西園寺実氏室貞子などの例が挙げられる。⁽¹⁶⁾このうち道長・道家も准后である。康子は後小松天皇の准母の格をもつて准三后となったが、当時の常識では太政大臣義満の妻であるとの線からも准三后宣下があり得る訳で、義満はこのことに不興を感じたのである。

先ほど触れたように、現存する荒暦の記事は抄出であり、枝葉は全く省略している。しかしおのずと、義満が太上天皇尊号の宣下を執拗に望んだこと、さすがに廷臣たちもこれには肯じ得ず、表面上は義満の意を迎えて、康子の准三后、ついで女院と、妥協を重ねつつも、肝腎の尊号宣下は先送りにされていったことが推察される。

五 栗田口長方の書状

右の伏線となる事実を伝える史料を紹介したい。

古今問答は、建久二年（一一九二）頃、古今集の不審を尋ねた中山兼宗とおぼしき人物の問に、藤原俊成が答えた歌学書である。伝本は天理大学附属天理図書館蔵本のみで、既に影印に付されている。⁽¹⁷⁾その解題では室町前期の書写とされるにとどまり筆者や年代については言及がないが、五十五枚ある料紙は全て書状を翻したもので、⁽¹⁸⁾影印でも紙背の文字が映っているのが見える。端裏書は本文の面に現れることになるが、上書の宛所が「飛鳥井殿」となっている書状がいくつか確認できる。なお「常光院殿」⁽¹⁹⁾宛も一通見えるが、飛鳥井家と常光院流との関係は既に密であったから、異とするに足らない。

それでは紙背文書の年代を考証すると（表参照。文書番号もこれによる）、上巻巻頭近くに、応永十二年（一四〇四）

十二月とおぼしき、祇園社務玉寿丸（すぐに頭縁と名乗る）の歳暮祈禱巻教注文（3）があり、中巻巻軸近くには幕府管領斯波義教（初名義重、法名道孝）が初めて臨んだ評定始に関する書状（46、48、50、52、54）が続く。この評定始は応永十二年八月二十五日のことと確定できる（教言卿記）。三巻のうち下巻が失われているので、実際にはもう少し長い期間に亘ったであろうが、現存巻に就いては応永十一年十二月から十二年八月の間に到来した書状を翻して書写したと結論される。

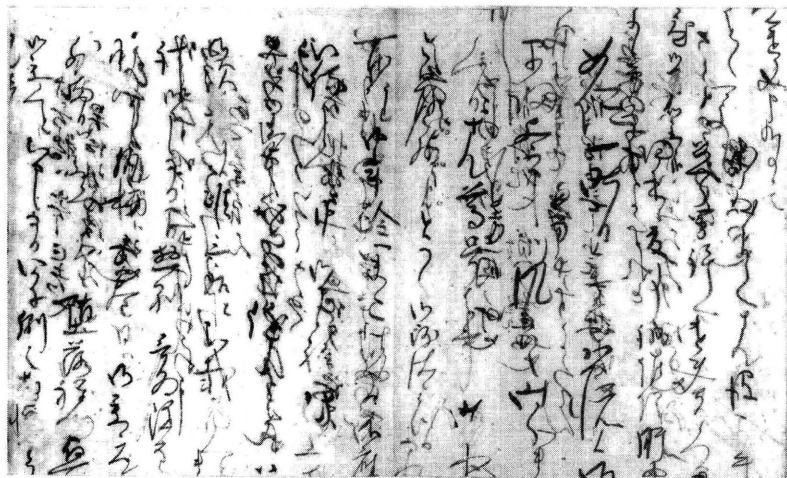
受取人である飛鳥井雅縁は家業の歌鞠両道に長じて同家中興の祖と仰がれ、かつ義満の寵臣としても著名な人物である。そして確認された書状の差出人には吉田兼敦・常光院堯尋・高倉永行・大中臣師盛らの名が見え、いずれも義満との関わり深く学芸の分野にも名を遺した人たちで、北山殿文化圏のメンバーの日常を偲ばせるが、このうち長方なる人物の、応永十二年四月八日の書状を判読して引用する。

如仰一昨日参会恐悦候、御早帰察申候ツ、風呂之時分（かりカ）候つる、さて尊号御事昨夜（カ）令落居候歎、とかく御沙汰候つるなれ（カ）所詮御年齢またはやく御座（カ）被待申候へと申候、さ申候程に此上（カ）重候へとも、まゐり申候かたき（カ）候（カ）てハ御次第にハ准三后と被載申候へと遣（カ）計御申候なる間、惣別無為注進（カ）承及候、執柄ハ五巻日ハ御参会（カ）外両日御参候へく候へとも、墮落禪門宿所（カ）御参候へと被申候なる、いかに例之述懐なら（カ）承度候へく候、さて彼御牛（カ）召一郎男許へ遣使者候へは（カ）帰

來候、夏事誠催促肝要（カ）遣文申給事候也、（カ）ことく可申入候（カ）尽御芳心者候哉、（カ）早候旁（カ）存候、（カ）可参申入候、
長方謹言、

四月八日

長方



応永12年4月8日粟田口長方書状
(天理大学附属天理図書館蔵 古今問答 紙背)

〔編纂総尉ウハ書〕
一(墨引)

長方

十分に判読できず、また料紙が天地化粧裁ちされて各行一、二字分欠落しているため、不明箇所があるが、およその意はつかむことができる。何より、ここに「尊号御事」とあるように、本稿に関係する極めて重大な史実を伝えていると思われる。そこでこの書状の出された状況を明らかにしていきたい。

まず、差出人の長方は、菅原氏傍流の儒者で、粟田口と号した。父豊長が関東公方足利氏満の師であった関係で、長方は同じく関東に在った義堂周信の知遇を得、義堂を介して義満に近づいたらしい⁽¹⁰⁾。至徳頃から義満の家司としての活動が見え、応永に入ると北山に宿所を構え、しばしば祈禱や神事の奉行を務めている。そのため迎陽記・教言卿記など義満に仕えた公家の日記に頻出する。飛鳥井雅縁とも旧知の間柄であったとおぼしい。

さて、文中に「五巻目」と見えているのは、当然法華八講に関わるものである。そして「御次第」とは、法華八講の次第(あらかじめ会場の室礼、行事の進行、参列者の所作などを記したプログラム)のこととなる。当然、それは大がかりな、公的な場での開催と

ゼンモンとダ、ラク、ゼンモンとの地口のもりか、冗談好きな義満ならばいかに口にしそうである）、永行は義満の装束師であり、早くから「専一物」と呼ばれた程の寵臣²²で、義満の落飾時には追従して出家している。

以上、書状の内容を応永十二年四月の法華八講に關係すると見ることで、周辺の状況をことごとく矛盾無く裏付けることができた。それでは書状の主要部分を解釈してみたい。

さて尊号の件は昨夜決着したのでしようか。とかくあれこれと取り沙汰されているのでしようか□□。所詮、御年齢がまだ若くて（尊号は時期尚早で）いらつしやるから、お待ち下さいと申し上げております。そういう風に申しましたところ、この上は□□（来る宸筆法華八講には）参上できないと□□御次第には「准三后」と載せよと□□お計らいなされたので、（関白は）一応は問題なく（次第を）作成されたと承っております。さて関白は五巻の日は参られ□□その外一兩日出仕なされよ、墮落禪門の宿所から出立なされませと（義満から関白に）申し上られました。いかに例の述懐とは申せ…

この「尊号」とはやはり太上天皇であり、この宸筆法華八講の機会に、義満からは強く宣下を要求された訳である。すなわち、経嗣に次第を作成させて、そこでは義満を法皇として登場させる腹づもりであったところが、朝廷ではその可否を議した上で、年齢がまだ若く時期尚早であるとの理由で拒絶したこと、義満は当然それに不満で当初参仕しないと漏らしたが（義満は何か気に入らないことがあると、自らが企画した儀式でもすぐに不参を口にする癖があった）、結局は今回の「御次第」に自分を「准三后」と載せれば良い、と折れたので、経嗣も無事に次第を作進することができた、ということになる。まさに北山殿に祇候していた長方ならではの情報と言えるであろう。

応永十二年、義満は四十八歳である。「御年齢いまはやく」とは、尊号宣下を見送る理由としては、たぶん説得力

に欠ける。そもそも太上天皇に適齡期など無く、口実に過ぎない。やはり朝廷の抵抗は相当に根強いものがあり、義満としても事ある毎にそれらしき事例を一つ一つ積み上げていくしかなかつたのであろう。経嗣が、義満の要求を容れなかつた代償として出したのが、「三衣笠」の新儀なのであつた。この点について、荒曆に、

此事於禁中儀更不可有先規、雖然朝覲行幸之時、太上天皇御出座之時、可然人置三衣笠、以彼等准扱、今度有此儀、且先日予申出此趣了、是只為備嚴儀也、以始為例、如此事歟、當時何人可成嘲哉、勿論々々、とあるのは、その苦衷を偲ばせるものである。

六、おわりに

出家後の義満が自らを「法皇」に擬して振る舞い、あるいは周囲もそのように待遇したことは、これまでも数多くの事例が指摘されている。但し、いずれも義満が具体的に尊号宣下を要求した上でのことではないし、単なる「異例」で済ますこともできる。公家たちはいかような先例を見つけることができるであろう。たとえば、応永八年（一四〇一）十二月、初めて北山殿惣社神樂を修した時には、仙洞御願に准じ、上卿と「院司」とを任命している（御神樂雜記・乾）。これも極めて異例のことではあるが、尊号宣下を要求するまでには、まだかなりの階梯があるように思う。

本稿の考察では、応永十二・十三年になって、朝廷にもはつきりと尊号宣下を要求していたこと、そして朝廷ではこれを拒絶する代わりに、つぎつぎと新儀を編み出して何とか義満を懐柔していたことを明らかにした。「国母問題」はその産物であり、康子が女院となつたことも、義満としては必ずしも満足していなかつたのである。

もつとも朝廷が難色を示した程度のもので、義満が素直に翻意するかとの疑問もあろう。これまでも自分の望みを全

て通して来た人物である。すると幕閣内での反対、とりわけ斯波義将の諫言が影響したことが当然考えられよう。没後の贈号を拒絶する位であるから、生前の尊号などもつてのほかと思つたに違いない。実際、義将は王胤と人臣との区別にはひどく厳格であつた。⁽²³⁾なお経嗣ら廷臣たちの間では義将の評判は頗る良かった。⁽²⁴⁾

それでは晩年の義満が「太上天皇」の尊号宣下にこだわつた理由は何であらうか。その一つの契機が、応永八年（一四〇一）に再開した、明国との通交であつたと思われ⁽²⁵⁾る。

この時の表文は「日本准三后源道義」として奉つたが、翌年到来した成祖からの返詔には「日本国王源道義」とあり、これを受けて応永十年に派遣した第二度の表文には「日本国王^源表」と署した。以後の表文では「日本国王源道義」の号を用いたことは周知の事実である。

「日本国王」の称号は、明国の冊封を受け容れることになるとして、当時から強い批判にさらされた。⁽²⁶⁾斯波義将もその一人であつた。そして、公家のみならず幕府関係者からもこの号が問題視されていとすれば、義満が内心ではうしろめたさを感じなかつたとは思えない。そもそも、「日本国王」の号は、国内支配にはなんら効力を持つた形跡はないので、これに固執する理由は余り見出せない。はじめは「准三后」を用いたのであるから、有力な候補となつたのが、まさに「太上天皇」号ではないか。尊号宣下を受けて、「太上天皇道義」と署名すればよいと考えたのであろう。⁽²⁷⁾

明との通交が軌道に乗り、毎年のように使節が往来するようになった時期に、太上天皇尊号宣下への具体的な要望が出されたことは、やはり見過ごせない。とくに本稿で対象とした応永十三年には、義満は明使の来航にあわせて、兵庫に三度、尼崎に一度赴いたほどであつた。⁽²⁸⁾これほど明との通交に熱意を傾けていたのであるから、称号の問題が焦眉の急であつたとしても不思議ではない。

以上、本稿では「国母問題」の起きた時期の義満周辺の事情を明らかにし、これを踏まえて義満晩年の地位を象徴している「太上天皇」と「日本国王」の号の意味について考察した。なお関係する史料の探索に努めた。

注

- (1) 冷泉為和(一四八六—一五四九)筆。本書は尊氏・義詮・義満・義持・義教・義政・義尚の、七人の將軍について誕生・命名・元服・叙位任官・出家そして薨去と、主たる通過儀礼の年月日が列挙され、詳しい注記がある。群書類従所収足利家官位記は本書の異本であるが、情報量も豊富でかつ正確である。引用は冷泉家時雨亭叢書48『簾中抄 中世事典・年代記』による。
- (2) 五山僧の記録ではしばしば「鹿苑院太上天皇」と表記し、また鹿苑寺藏、延宝六年(一六七八)十二月作の足利義満木像銘には「鹿苑天皇尊像」とあるのがよく強調されるが、後世禪宗最大の檀那義満の尊厳を高めんとして敢えて上皇・天皇の号を用いたもので、もちろん室町期に通用したものではない。
- (3) 『足利時代史』(講談社学術文庫 講談社 昭54〔初出大12〕)七五頁。
- (4) 『足利義満』(人物叢書 吉川弘文館 昭35)。
- (5) 『足利義満 中世王権への挑戦』(平凡社ライブラリー 平凡社 平6)。
- (6) 『室町の王権——足利義満の王権篡奪計画』(中公新書 中央公論社 平2)。
- (7) 『室町人の精神』(日本の歴史12 講談社 平13) 七四頁。
- (8) 近年の研究動向の整理と提言として、桃崎有一郎氏「室町殿の朝廷支配と伝奏論——(公武統一政權)論の再考に向けて」(中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版 平19)がある。また歴史学研究852(平21・4)では「室町殿論——新しい国家像をめざして」という特集が組まれている。
- (9) 文和元年(一二三二)十一月、後小松の祖父後光厳天皇は、生母陽祿門院の崩御に遭ったが、徽安門院(父光厳上皇の妃)

を生母とすることで、陽祿門院の喪には服さなかった。

- (10) 工藤浩台氏「鎌倉期女院乱立の一前提——「准后之人直院号」ルートの創出」(年報三田中世史研究11 平16・10) 参照。
- (11) 注3前掲書、七一頁。
- (12) 翻刻に桃崎有一郎氏 a 「荒曆」永徳元年・二年記の翻刻」(年報三田中世史研究12 平17・10)、同氏 b 「経嗣公記抄」(荒曆) 永徳三年春記——翻刻と解題」(年報三田中世史研究13 平18・10) がある。
- (13) 広光の実子廣橋守光筆とされることが多いが、一条家の家札であった広光が原本の披見を許されて書写したこと、注12前掲桃崎氏論文 b に詳しく考証される。以下、荒曆の引用は国立歴史民俗博物館蔵本(廣橋家旧蔵記録文書典籍類の内、H 一六三—一六七八—一六八二)に、廣橋本がない年時は柳原家記録による。
- (14) 算敏生氏「太上天皇尊号宣下制の成立」(史学雑誌103 12 平6・12) 参照。
- (15) たとえば今谷明氏は「そこでまず南御所様に尊号の御沙汰が下さるべきでしょう」と訳している(注6前掲書、二六〇頁)。
- (16) 櫻山和民「准三宮について——その沿革を中心として」(書陵部紀要36 昭60・2) 参照。
- (17) 天理図書館善本叢書和書之部『和歌物語古註続集』(八木書店 昭57)。
- (18) 改めて書誌を録せば以下の通り。
函架番号、九一一—二三三—イ二一。装訂は卷子(原装は袋綴冊子)。存二軸(上巻・中巻)。表紙は浅葱色後補(二七・〇×二〇・六、二六・七×一八・九)。見返しは金銀切箔散らし。料紙は楮紙、裏打修補。紙数は上巻二五紙、中巻三〇紙継ぎ。軸は木軸(長二九・〇)。
- (19) 空華日用工夫略集康暦二年正月二十日条に「菅武衛^(豊長)長子中書」、吉田家日次記永徳三年(一一三八三)六月二十六日条には「大内記長方、坐粟田口之際、被召遣」とある。当時の紀伝道の儒者は中務大輔・大内記・少納言の官を経るが、長方も同様で、至徳三年頃には少納言になっていたらしい。以後、この官をもって「新少納言」「粟田口少納言」と呼ばれた。
- (20) 教言卿記応永十二年八月三十日条。拙著『南北朝の宮廷誌——二条良基の仮名日記』(臨川書店 平15) 参照。
- (21) 『中世京都の空間構造と礼節体系』(思文閣出版 平22) 第六章「中世における朝儀出仕と里内裏周辺空間秩序——陣中・陣家・外直廬と乗車忌避」・第七章「陣家出仕の盛行と南北朝・室町期朝儀体系の略儀化——公家社会の経済的窮乏と室町殿義満の朝廷支配」。

- (22) 実冬公記嘉慶元年（二三八七）正月三日条。家永遵嗣氏「足利義満と伝奏との関係の再検討」（古文書研究41・42 平7・12）、池田美千子氏「衣紋にみる高倉家・大炊御門家から高倉家へ」（史学雑誌111・2 平14・2）参照。
- (23) たとえば、河海抄の作者として有名な四辻善成は応永二年（一三九五）、義将の後援で左大臣にまで昇ったが、続いて親王宣下を希望したところ、今度は義将に諫められて断念した。拙著『二条良基研究』（笠間書院 平17）参照。
- (24) 荒曆応永三年八月一日条、懺法講部類所引禅御記応永十七年五月七日条等。
- (25) 田中健夫氏「対外関係と文化交流」（思文閣出版 昭57）「足利義満の外交」、橋本雄氏「中華幻想——唐物と外交の室町時代史」（勉誠出版 平23）I「室町殿の《中華幻想》——足利義満・義持期を中心に」参照。
- (26) もっとも「日本国王」は表文を受理させるための方便として名乗っていた称号であることが既に明らかにされている。橋本雄氏「室町・戦国期の將軍権力と外交権——政治過程と対外関係」（歴史学研究708 平10・3）参照。
- (27) 「太上皇」は中国の歴代王朝には原則存在しない（稀に居ても、不測の事態で讓位を余儀なくされた皇帝であり、なんら実権を持たない）。しかし例外的に南宋の高宗（一一〇七〜八七、在位一一二七〜六二）・孝宗（一一二七〜九四、在位一一六二〜八九）・光宗（一一四七〜二〇〇、在位一一八九〜九四）らは、いずれも後継者に讓位した後も健在で、とくに高宗・孝宗の両代は実権も握っていたから、中世日本に於ける「太上天皇」のありようと近似している。
- (28) 拙編「足利義満年譜（稿）」（平17）19年度科学研究費補助金基盤研究C研究成果報告書「足利義満期の室町幕府將軍権力における政治・文化の相互補完的關係の研究」（研究課題番号17520138）平20・3）参照。

表 古今問答紙背文書一覽（通し番号は上巻・中巻の料紙の順）

No.	書き出し	日付	差出	宛所	上書	備考
15	夜前朔日之儀					
14	時分にも可入	四月廿六日	長方			
13	菅宰相申候間事					
12	委細拝見仕候	廿九日	兼敦			
11	如仰一昨日参	四月八日	長方		〔備裏封ウハ書〕 〔墨引〕長方	
10	明日 <small>十二日</small> 懸御目候	卯月十一日	<small>織田年立</small> 〔花押〕			折紙
9	今日自是可申入					
8	不可叶候相構	四月十九日	善宗 〔花押〕			
7	期後便之時候也	十二月廿五日	常永	御返報		
6	御札委細一見 <small>今朝</small>	卯月八日	善宗 〔花押〕		〔備裏封ウハ書〕 〔墨引〕人々御中 善宗	
5	委細恩問畏入候					
4	御進上面々	卯月十二日	俊 〔花押〕			
3	祇園社	十二月日	玉寿丸 〔花押〕			玉寿丸は祇園社務頭縁の幼名
2	肇歳御慶逐日					
1					〔備裏封ウハ書〕 〔墨引〕 □□	礼紙カ
No.	書き出し	日付	差出	宛所	上書	備考

49	昨日御音信之趣	□月十四日	長方		〔彌葉捺封ウハ番〕 〔墨引〕 長方	
48	にてわろく候はん	八月廿四日	道孝			
47	委細承候了					筆蹟は道孝
46	何事御座候哉				〔彌葉捺封ウハ番〕 〔墨引〕 飛鳥井殿 道孝	
45	□氣之仰專一				〔切封ウハ番〕 〔墨引〕	筆蹟は長方
44	御寿福被任					
43	事子細承候					
42	拝之時候	五月廿三日	□□ (花押)		〔切封ウハ番〕 〔墨引〕	
41	昨日不慮参会					
40	それに御入のよし				〔彌葉捺封ウハ番〕 〔墨引〕 常光院殿へ (花押)	
39	御慶度々雖参賀		兼敦			
38	今月重畳活計					
37	如仰又恐鬱存候				〔彌葉捺封ウハ番〕 〔墨引〕 長方	
36	貴札恐悦存候	五月廿一日	兼敦		〔彌葉捺封ウハ番〕 〔墨引〕 兼敦	
35	誠今朝ハ参会				〔彌葉捺封ウハ番〕 〔墨引〕 道孝	
34	此間又不申承	五月十日	長方		〔彌葉捺封ウハ番〕 〔墨引〕 飛鳥井殿 長方	
33	只今自京罷帰候					

55	54	53	52	51	50
一昨日物三通	評定始無為	旁可參謝候	御笠同袋返進候	自是欲申候之處	入御候只今
八月廿九日		八月廿八日			八月廿五日
師盛 (花押)		常永			道孝
將監入道殿					
			〔 <small>繪取捺封ウハ書</small> (墨引) 飛鳥井殿 道孝〕		〔 <small>切封ウハ書</small> (墨引)〕
	筆蹟は道孝			50へ続くか	